

令和7年 第4回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年4月30日（水） 午後3時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	18 番	梶山 俊孝	5 番	東垂水 勝秀
			14 番	桑代 純一
			17 番	池田 慎

4. 欠席委員(3人)

8 番 永山 明美 11 番 下之門 信洋 19 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 24 号 農地法第 3 条許可の取消について
- 日程第 6 議案第 25 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 26 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 27 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 28 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 29 号 非農地証明願について
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時 00 分

- 事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
今月の農業委員会憲章唱和は、吉崎委員になりますのでよろしくお願
いいたします。
(農業委員会憲章 唱和)
御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。永山，下之門，宮原委員から一身上の都
合により，欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。
これより令和 7 年第 4 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが，別添 1 の主要行事経過及び予定を
ご覧いただきたいと思ひます。(諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。
事務局長 (諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はござい
ませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のう
え，自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，12 番山下委員，
13 番大坪委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日 4 月 30 日の 1 日間で御異議ござい
ませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。
- 議 長 資料 2 の日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めま

す。

農地係長

説明致します。3頁からでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が60件ございました。

貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。貸人主導によるもの17件、借人主導によるもの43件です。

地目の内訳は、田3筆3,498㎡、畑90筆130,138㎡、山林（現況畑）9筆10,297㎡の合計102筆143,933㎡で、穎娃地域6件、知覧地域47件、川辺地域7件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

続きまして、資料10頁の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

説明致します。資料は11頁からになります。

今回は、新規認定2件、再認定13件です。新規認定の内訳としましては、穎娃地域1件、知覧地域1件で、営農類型としましては、茶専業1件、甘藷専業1件であります。

再認定の内訳としましては、穎娃地域7件、知覧地域5件、川辺地域1件で、営農類型としましては、茶専業が4件、複合経営が6件、畜産専業2件、養蜂1件であります。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

次に、資料17頁の日程第5 議案第24号「農地法第3条許可の取消について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

それでは、説明いたします。

18頁から20頁の農地法第3条の取消し2件でございます。

申請人のうち譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

こちらの2件につきましては、平成〇年、〇年にそれぞれ第3条の許可を受けましたが、登記手続き未了のまま期間が経過し、譲受人等が死亡となったため許可取り消しをおこなうものです。新たに提出された3条許可申

請については、議案第25号にてご審議いただく予定です。

議 長

第3条の取消しについて、ご審議方よろしくお願ひします。
只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり
質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第24号「農地法第3条許可の取消について」は、申請どおり取り消すことに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。
よって、議案第24号に係る案件については、申請どおり取り消すことに決定いたします。

議 長

次に、資料21の日程第6 議案第25号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。
事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

それでは、説明いたします。
22から35の3条所有権移転16件でございます。
譲渡人は愛知県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田が7筆5,433㎡、畑が24筆24,144㎡、他1筆672㎡合計32筆30,249㎡です。現況地目が山林原野である他1筆については、耕作ができるよう整備を行っております。申請理由につきましては、経営拡大2件、規模拡大2件、相手方の要望6件、自作地相互の交換3件、新規就農2件、家庭菜園開始が1件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が97千円から284千円で、畑が60千円から600千円で他が149千円程度です。

10a当たりの取引価格の平均につきましては、243千円でございます。地域別では、潁娃地域5件、知覧地域8件、川辺地域3件です。

審議番号1番、3番については、先ほど許可取り消しいただきました農地に関する、あらたな許可申請分となっております。

農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び25から35の調査書で審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり
質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第25号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、申請ど

おり許可することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、資料 36 頁の日程第 7 議案第 26 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

16 番委員

まず、現地調査員から報告をお願いします。松村委員をお願いします。

報告致します。

37 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 38 頁から 42 頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 2,071 m²のうち 949 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇等を行う法人であり〇〇の居住環境向上のため、申請地に〇〇を建築するものです。同じく、〇〇として使用している隣接地の〇〇〇と一体利用するものです。

申請地の北側は山林に、西側は宅地に、東側は畑に、南側は里道に接しています。

現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減し、隣接地とは空き地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

農地法第 4 条及び第 5 条に係る転用許可申請については、一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましても、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の西側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について

て審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 26 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」は、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第 26 号については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長

次に、資料 43 頁の日程第 8 議案第 27 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。松村委員をお願いします。

16 番委員

報告いたします。

44 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 45 頁から 49 頁になります。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 367 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり、隣接する〇〇を利用し、〇〇を建築するものです。

申請地の北側は私道に、西側、東側、南側は畑に接しています。

現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
12 番委員

次に、審議番号 2 番を山下委員をお願いします。

報告いたします。

44 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 50 頁から 53 頁になります。

借人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 604 m²のうち 246 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の個人であり、現在は両親と同居していますが、住居が手狭になったことから、申請地を借り受け、一般住宅を建築するものです。

申請地の北側は水路に、西側は宅地に、東側は田に、南側は畑及び農道に接しています。

現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通し、隣接

する借人である親の宅地を経由して南側方向の道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号1番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

続きまして、審議番号2番の農地区分としては、申請地から概ね300m以内に、駅、船舶の発着所、高速自動車国道等のインターチェンジ、市役所、その他これらに類する施設のうち、〇〇〇〇が存在する農地であることから、第3種農地の『300m以内農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

18番委員

資料50頁 利用期間30年間とありますが、将来的な購入予定なのか。年数の考え方はどうなのですか。

農地係長

貸人、借人は義理の親子であるので、使用貸借権は30年で切れるものではないが、住宅ローン等の関係による30年で記入されているかと思えます。

使用貸借の許可期間自体は、期限を設けることなく永久の許可も可能かと思えます。

議 長
委 員

他に御質問はありませんか。

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第27号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第27号については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、資料54頁の日程第9 議案第28号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

資料は55ページからになります。

今回の契約開始は令和7年7月1日開始分となっています。

利用権を設定する者は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は南さつま市の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 23 筆 16,863 m²、畑 117 筆 172,366 m²の合計 140 筆 189,229 m²で、穎娃地域 31 件、知覧地域 80 件、川辺地域 29 件となっております。

令和 6 年度をもって基盤法による新たな農地の貸し借りが終了となり、この農地バンクによる貸し借りに 1 本化されました。なお、今回の 7 月 1 日開始分 140 筆のうち、内訳として、新規分が 47 筆、前回は基盤法での貸し借りだった分が 84 筆、前回は農地バンクでの貸し借りだった分が 9 筆として備考及び 61 頁に表示してあります。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 19 番から 29 番、〇〇委員が 57 番から 58 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

17 番委員 基盤法の案件が 84 筆あるとの事で、今後も多いと思われませんが、バンクに繋がられるもの、繋がられないものがあると思います。

来月でも良いので繋がられたもの、繋がられなかったものの情報を頂ければと思います。

農地係長 4 月の中旬現在、令和 6 年度においても基盤法において契約していたものが、今後は農地バンクに移行すると説明したところですが、令和 7 年 4 月から 6 月の満了分として対象筆数が 479 筆ありました。

案内文を出しまして、更新の希望を取って今回計画 140 筆のうち 68 筆です。更新対象全体からすると 14%になっております。

ちなみに案内を出したうち 5 割程は、所有者、耕作者の片方しか更新の希望が来ていない。双方来ないと、実際の契約が確実に出来るか途中経過の状況です。

尚、3 割自体が更新契約の連絡がない状況です。

以上です。

17 番委員 今の状況では厳しい状況ですが、農業委員、推進委員に逐次、情報頂きたい。我々も周知活動に努めたいと思いますので、今のように情報を出して頂きたい。

議長 総会終了後に研修も計画していますので、そこで質問等をして頂ければと思います。

その他に御質問はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 28 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係

る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない
案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長

引き続き、議案第 28 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審
議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件
については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど
おり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可
いたします。

(入 室)

議長

関係委員に報告いたします。

議案第 28 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど
おり適当意見とすることに決定されました。

議長

次に、資料 62 頁の日程第 10 議案第 29 号「非農地証明願について」を議題
といたします。現地調査員の報告を求めます。吉崎委員お願いします。

4 番委員

報告いたします。

63 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 66 頁から 68 頁になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇
〇〇〇〇番の田 127 m²で〇〇自治会に位置します。

申請地は平成〇年に換地処分を受けた当時から高土手であり、耕作面積
も狭く生産性も低かったため不耕作となり、隣接の宅地と一体的に管理し、
現在に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みは
ないと判断しました。

続きまして、63 分の審議番号 2 番です。関連資料は 69 分から 74 分になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑ほか 4 筆の計 3,131 m²で〇〇自治会や〇〇自治会近くに位置します。

申請地に昭和〇年頃までは、申請人の父が耕作を行っていましたが、父が亡くなり、畑は放置された状況となり、現在は山林化している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
12 番委員

次に審議番号 3 番を山下委員お願いします。

報告いたします。

64 分の審議番号 3 番です。関連資料は 75 分から 77 分になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番 田 外 1 筆の計 233 m²で〇〇自治会に位置します。

申請地は、申請人の父が購入した平成〇年から、原野化した状況でありましたが、その後も農地として管理できずに、現在は雑木・竹が繁茂している状態です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
12 番委員

次に審議番号 4 番、5 番を松菌委員お願いします。

報告いたします。

64 分の審議番号 4 番です。関連資料は 78 分から 80 分になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 395 m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人が相続する以前から、原野化した状況でしたが、その後も農地として管理できずに、現在は雑木が繁茂している状態です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、65 分の審議番号 5 番です。関連資料は 81 分から 83 分になります。

申請人は、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 573 m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人が平成〇年に相続しましたが、県外在住で継続的な耕作も難しく、農地として管理できずに現在は雑木が繁茂している状態です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みは

ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。
農 地 係 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数や利用状況を、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 29 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。よって議案第 29 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 13「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。
事務局長 今後の日程について連絡
農政係長 事務連絡
議 長 その他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 7 年第 4 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 55 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 12 番

会議録署名委員 13 番
